

注意事項・用語の補足について

● 共通事項

■ 中小企業者とは

中小企業基本法で規定された中小企業者および、中小企業者を構成する団体で法人格を持つものことです。
(製造業・物流業の場合：資本金 3 億円以下、または従業員 300 人以下の企業)

■ 投下固定資産とは

工場・施設の建設に伴い、操業開始日から 90 日以内に新たに取得した「建物」や「機械設備」などの固定資産（有形固定資産）を指します。

■ 新規雇用者とは

工場・施設の建設に伴い、操業開始日から 90 日以内に新たに雇用した新潟市内にお住まいの方で、雇用保険の一般被保険者に加入している方を指します。

■ 対象事業について

製造業や物流業等の事業のために使用する建物を、新たに取得または賃借する事業が対象となります。

■ 共同事業者とは

「工業者」または「物流事業者」と法人税法上の支配関係にあり、一体となって工場・施設を建設するための事業を行う者を指します。

■ 複数の助成金を同時に申請する場合の注意

1 つの事業で複数の助成金を申請する場合は、最も指定申請期限が早い助成金に合わせて、すべて同時に指定申請を行ってください。

なお、提出書類は各助成金の指定申請期限までに提出することができます。

■ 共同事業者の場合の申請方法・提出書類

共同事業者で申請する場合は、連名で指定申請および交付申請を行ってください。

また、すべての共同事業者について、以下の書類の提出が必要です。

- ・法人の登記事項証明書 ・市税の納税証明書
- ・最新の決算書 ・同族会社等の判定に関する明細書

■ 業種について

対象となる業種は、下記二次元コードから日本標準産業分類をご確認ください。

総務省統計局ホームページ →



● 工業者 - 新潟市工業振興条例助成金に関する事項

■ 工業者とは

日本標準産業分類に定める「製造業」「新聞業」「出版業」を営む事業者を指します。

■ 対象地域について

新潟市内全域が対象です。

ただし、「用地取得助成金」については、工業専用地域・工業地域・準工業地域および市が別に定める工業団地のみが対象となります。

工業振興条例助成金の詳細はこちら



● 物流事業者 - 新潟市物流施設立地促進事業補助金に関する事項

■ 物流事業者とは

日本標準産業分類に定める「道路貨物運送業」「倉庫業」「こん包業」「港湾運送業」を営む事業者を指します。

■ 対象地域について

工業専用地域・工業地域・準工業地域および市が別に定める工業団地が対象となります。

物流施設立地促進事業補助金の詳細はこちら



相談窓口

新潟市 経済部 企業誘致課

〒951-8554

新潟県新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地
古町ルフル 5 階

TEL. 025-226-1689

FAX. 025-228-2277

E-mail: kigyo@city.niigata.lg.jp

(令和 8 年 4 月)

製造業・物流業向け

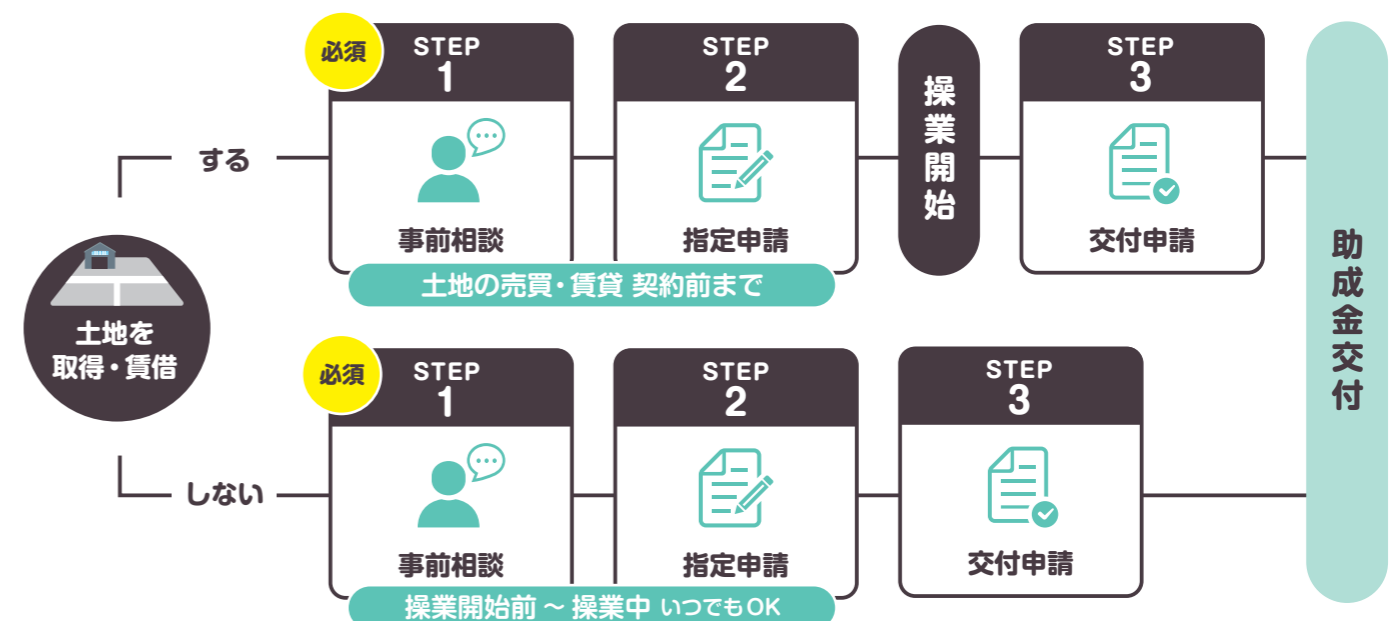


工場・施設の 新設 拡張 移設 に関する助成金のご案内

新潟市での事業拡大を支援する制度です

区分	なにに対する助成？	助成金額と期間は？	いつまでに申請？
建物など	固定資産税相当額 事業所税資産割相当額 に対して助成	3年間 ● 限度額なし	固定資産税・ 事業所税の 納付期限前
土地	取得費 に対して助成	操業後 1回 ● 土地取得費の 20% ● 最大 1 億円	売買契約前
	賃借料 に対して助成	3年間 ● 土地・建物の賃借料の10% ● 最大年 3,000 万円	賃貸借契約前
雇用	新規雇用者数 に応じて助成	操業後 1回 ● 新規雇用 1 名につき 25 万円 ● 最大 2,500 万円	建築確認後 1 か月以内

ご相談から交付まで



新潟市 新潟市工業振興条例助成金
新潟市物流施設立地促進事業補助金

助成金制度一覧

助成対象者

工業者
製造業・新聞業・出版業

物流業者
運送業・倉庫業・こん包業・港湾運送業



事業着手 **前** に必要な申請



事業着手 **後** に必要な申請

→ チェックの仕方 該当する項目にチェックを入れてご確認ください

区分		助成額等	条件	「指定」申請期限	提出書類	「交付」申請期間	提出書類
建物など	<input type="checkbox"/> 建設促進助成金	<p>助成期間 3年間 限度額 なし</p> <p>■ 助成額 固定資産税相当額以内</p>	<p>・建物の延床面積の3分の2以上を製造業または物流業等の用途として使用すること</p> <p>【中小企業者】 ・投下固定資産の取得価額が5,000万円以上</p> <p>【大企業】 ・投下固定資産の取得価額が2億円以上 ・新規常用雇用者数が30人以上（市外居住者も含む） ※工場適地に立地する場合は10人以上</p>	<p>あなたの申請期限</p> <p>工場・施設の建設により、新たに課税される固定資産税の最終納付期限の前日まで</p>	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 建築確認通知書 <input type="checkbox"/> 工場・施設の図面（配置図・平面図） <input type="checkbox"/> 取得予定の固定資産の金額が分かる書類（見積書、契約書など） <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書	<p>あなたの申請期間</p> <p>工場・施設の建設により、新たに課税された固定資産税を納付した後の、4月1日から4月30日まで</p>	<input type="checkbox"/> 取得した固定資産の金額が分かる書類（請求書、領収書など） <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書 <p>【大企業】</p> <input type="checkbox"/> 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳、事業所別雇用保険、被保険者台帳（市外居住者も含む）
	<input type="checkbox"/> 事業所税資産割相当額助成	<p>助成期間 3年間 限度額 なし</p> <p>■ 助成額 事業所税資産割相当額以内</p>	<p>・事業所税を納めていること</p> <p>・建物の延床面積の3分の2以上を製造業または物流業等の用途として使用すること</p>	<p>あなたの申請期限</p> <p>工場・施設の建設により、新たに課税される事業所税の納付期限の前日まで</p>	<input type="checkbox"/> 事業所税申告 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書		
土地	<input type="checkbox"/> 用地取得助成金	<p>操業後 1回 限度額 1億円</p> <p>■ 対象経費 用地の取得費</p> <p>■ 助成率 20%以内</p>	<p>・用地取得後3年以内に操業開始すること</p> <p>・建べい率が20%以上</p> <p>・操業開始後10年以上継続して事業を行うこと</p> <p>・建物の延床面積の3分の2以上を製造業または物流業等の用途として使用すること</p> <p>【工業者】 ・用地の取得面積が1,500㎡以上</p> <p>【物流事業者】 ・用地の取得面積が3,000㎡以上 ・用地取得費を除く投下固定資産の取得価額が、用地取得費と同額以上又は5億円以上</p>	<p>あなたの申請期限</p> <p>土地の売買契約日の前日まで</p>	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工場・施設の図面（配置図・平面図） <input type="checkbox"/> 土地売買契約書案 <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書	<p>あなたの申請期間</p> <p>【工業者】 操業開始日から1か月以内</p> <p>【物流事業者】 操業開始日から4か月以内</p>	<input type="checkbox"/> 土地売買契約書 <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 工事設計書及び明細書 <input type="checkbox"/> 工事費の領収書（写し） <input type="checkbox"/> 工事の完了や物件の引き渡しが進んでいることが分かる書類（工事完了報告書、引渡書など） <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書 <p>【物流事業者】</p> <input type="checkbox"/> 取得固定資産の金額を確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 用地等賃借助成金	<p>助成期間 3年間 限度額 3,000万円(年)</p> <p>■ 対象経費 用地・建物の賃料</p> <p>■ 助成率 10%以内</p>	<p>・土地または建物の賃貸借契約日のいずれか早い日から3年以内に操業を開始すること</p> <p>・建べい率が20%以上</p> <p>・操業開始後10年以上継続して事業を行うこと</p> <p>・建物の延床面積の3分の2以上を製造業または物流業等の用途として使用すること</p> <p>【工業者】 ・用地の賃借面積が1,000㎡以上 ※用地の賃借をしない場合は、賃借する工場の床面積が1,000㎡以上</p> <p>【物流事業者】 ・用地の賃借面積が2,000㎡以上 ※用地の賃借をしない場合は、賃借する施設の床面積が2,000㎡以上</p>	<p>あなたの申請期限</p> <p>土地または建物の賃貸借契約日のいずれか早い日の前日まで</p>	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工場・施設の図面（配置図・平面図） <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書案 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書	<p>あなたの申請期間</p> <p>操業開始日から1年経過してから1か月以内</p> <p>※以降、操業開始日から2年後、3年後も同様に申請が必要です</p>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> 工場・施設等の賃借料の領収書 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書
雇用	<input type="checkbox"/> 雇用促進助成金	<p>操業後 1回 限度額 2,500万円</p> <p>■ 対象経費 新規常用雇用者1人につき25万円以内</p>	<p>・雇用した日から1年以上継続して雇用すること</p> <p>・建物の延床面積の3分の2以上を製造業または物流業等の用途として使用すること</p> <p>【中小企業者】 ・投下固定資産の取得価額が5,000万円以上 ・新規常用雇用者数が10人以上</p> <p>【大企業】 ・投下固定資産の取得価額が2億円以上 ・新規常用雇用者数が30人以上</p>	<p>あなたの申請期限</p> <p>建築確認日から1か月以内</p> <p>※居抜き建物取得の場合は、取得日の前日まで ※建物賃借の場合は、賃貸借契約日の前日まで</p>	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 建築確認通知書 <input type="checkbox"/> 工場・施設の図面（配置図・平面図） <input type="checkbox"/> 取得予定の固定資産の金額が分かる書類（見積書、契約書など） <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書	<p>あなたの申請期間</p> <p>操業開始日から1年経過してから4か月以内</p>	<input type="checkbox"/> 取得固定資産の金額を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳、事業所別雇用保険被保険者台帳 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書
その他	<input type="checkbox"/> 環境整備促進助成金	<p>操業後 1回 限度額 5,000万円</p> <p>■ 対象経費 市に所属する公共設備の工事費 例：道路、排水施設、公園など</p> <p>■ 助成率 50%以内</p>	<p>・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を必要とするもの</p>	<p>あなたの申請期限</p> <p>開発行為の許可を受けた日から1か月以内</p>	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工場・施設の図面（配置図・平面図） <input type="checkbox"/> 工事請負契約書案 <input type="checkbox"/> 公共施設の管理者の同意及び協議の内容を示す書類 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書	<p>あなたの申請期間</p> <p>助成対象事業の完了日または操業開始日のいずれか遅い日から1か月以内</p>	<input type="checkbox"/> 工事設計書及び明細書 <input type="checkbox"/> 工事費の領収書 <input type="checkbox"/> 工事の完了や物件の引き渡しが進んでいることが分かる書類（工事完了報告書、引渡書など） <input type="checkbox"/> 最新の決算書 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> <共同事業者のみ> 同族会社等の判定に関する明細書

※ 注意事項・用語の補足は裏面をご覧ください。
 ※ 中小事業者が多い組合等が集積地域で工場・施設を整備する場合は、集団化等促進助成金の対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。